

# 富士見市地域防災計画の一部修正

# 地域防災計画 沿革

《昭和48年12月	初版発行》
《昭和52年6月	改訂発行》
《昭和53年6月	改訂発行》
《昭和54年6月	改訂発行》
《昭和57年7月	改訂発行》
《昭和58年11月	改訂発行》
《昭和62年6月	改訂発行》
《平成4年3月	改訂発行》
《平成8年3月	改訂発行》
《平成16年3月	改訂発行》
《平成17年2月	一部修正》

○災害情報の伝達及び避難行動の準備等についての対策を明記

○災害時のペット対策についての明記

○現地域防災計画全体の記述の表記を適正化し、また各対策の中で関係機関との連携で見直しが必要となった事項の修正

※H17.2.17（木）の防災会議で承認

《平成19年4月 一部修正》

○富士見市国民保護計画策定と富士見市行政組織規則の全部が改正による修正

※H20.2.21（木）の防災会議で報告

《平成20年6月 一部修正》

○大幅な職員減少に伴う災害対策本部組織の一部見直し

○水防法の改正に伴う災害時要援護者収容施設に対する情報伝達体制の規定

《平成20年9月 一部修正》

○災害対策本部組織の一部修正（人事異動に伴うもの）

《平成21年11月 一部修正》

○災害情報ネットワークの構築（防災行政無線のデジタル化）

《平成22年5月 一部修正》

○消防団機能増強についての明記

○水防団条例についての記述を削除

**富士見市地域防災計画の一部修正**  
**(平成20年6月)**

<一部修正の概要>

1. 近年の大幅な職員減少に伴う災害対策本部組織の一部見直し（地域防災計画 P 4—7～9の資料 1—4—3～5）

本市職員は、現行の地域防災計画が策定された平成16年から100人以上も減少してきていることから、災害対策本部組織も縮小再編する必要が出てきたため、下記のとおり変更します。別紙1参照

- ① 応急対策部を5部から4部にした（約30減）。
- ② 機動・救助・避難生活支援各班を5人から4人構成とした。（約40減）
- ③ 管理職の不在を無くして本部機能を強化するため、情報収集拠点・地域対策本部の配置職員を主査級以下職員とした構成に更新した。

2. 水防法の改正に伴う災害時要援護者収容施設に対する情報伝達体制の規定

平成17年に水防法が改正され、浸水想定区域に存在する災害時要援護者収容施設をリスト化して災害情報の伝達体制を地域防止計画に規定するよう義務化されました。この内容は出水期前に規定する必要があるため、緊急事項として会長専決により追加することとします。（別紙2参照）

別紙1 災害対策本部修正関係 (『富士見市地域防災計画』 P4-7~9)

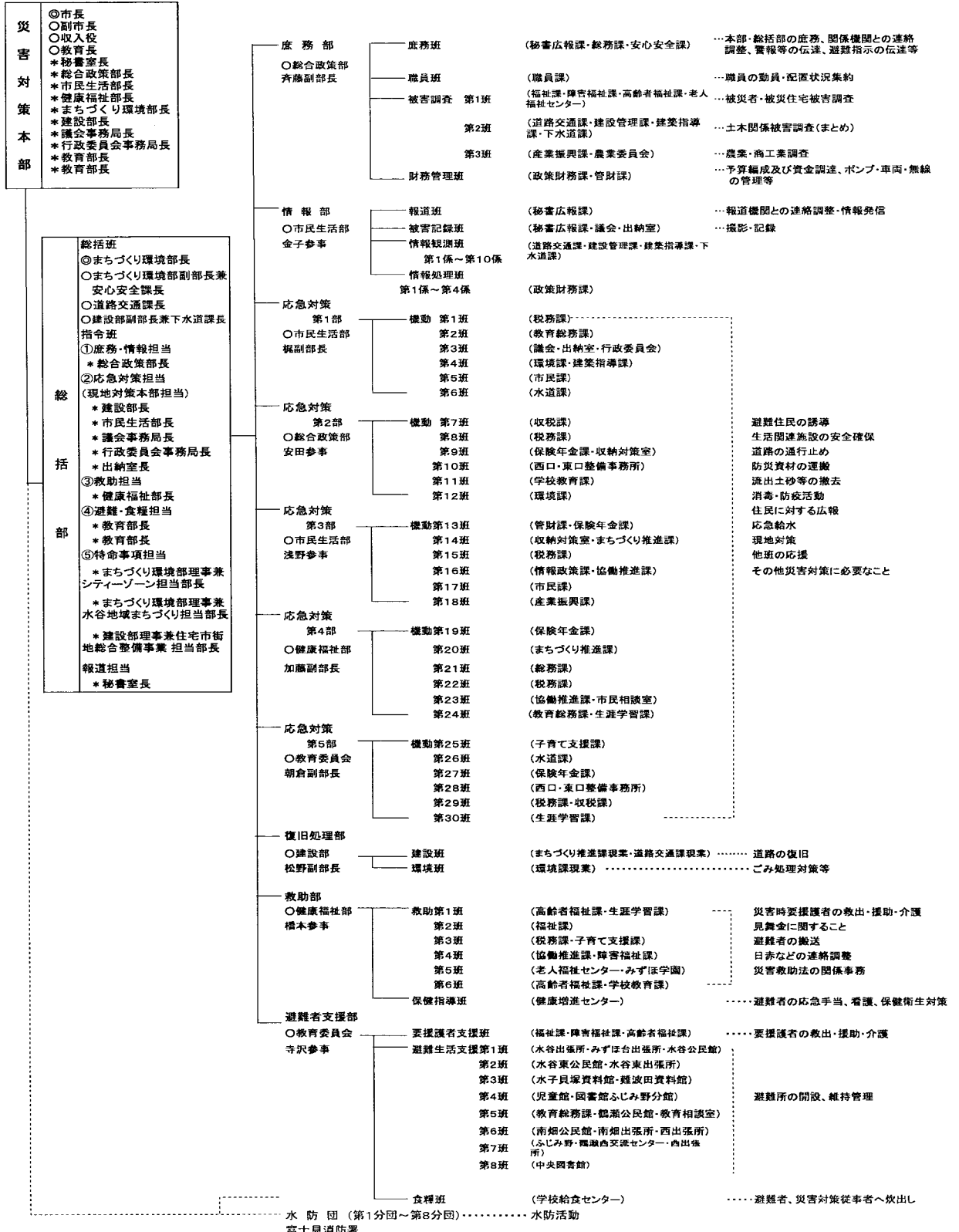
① 災害対策本部組織図の修正

修正前 (H19. 4. 1 現在)

資料1-4-5

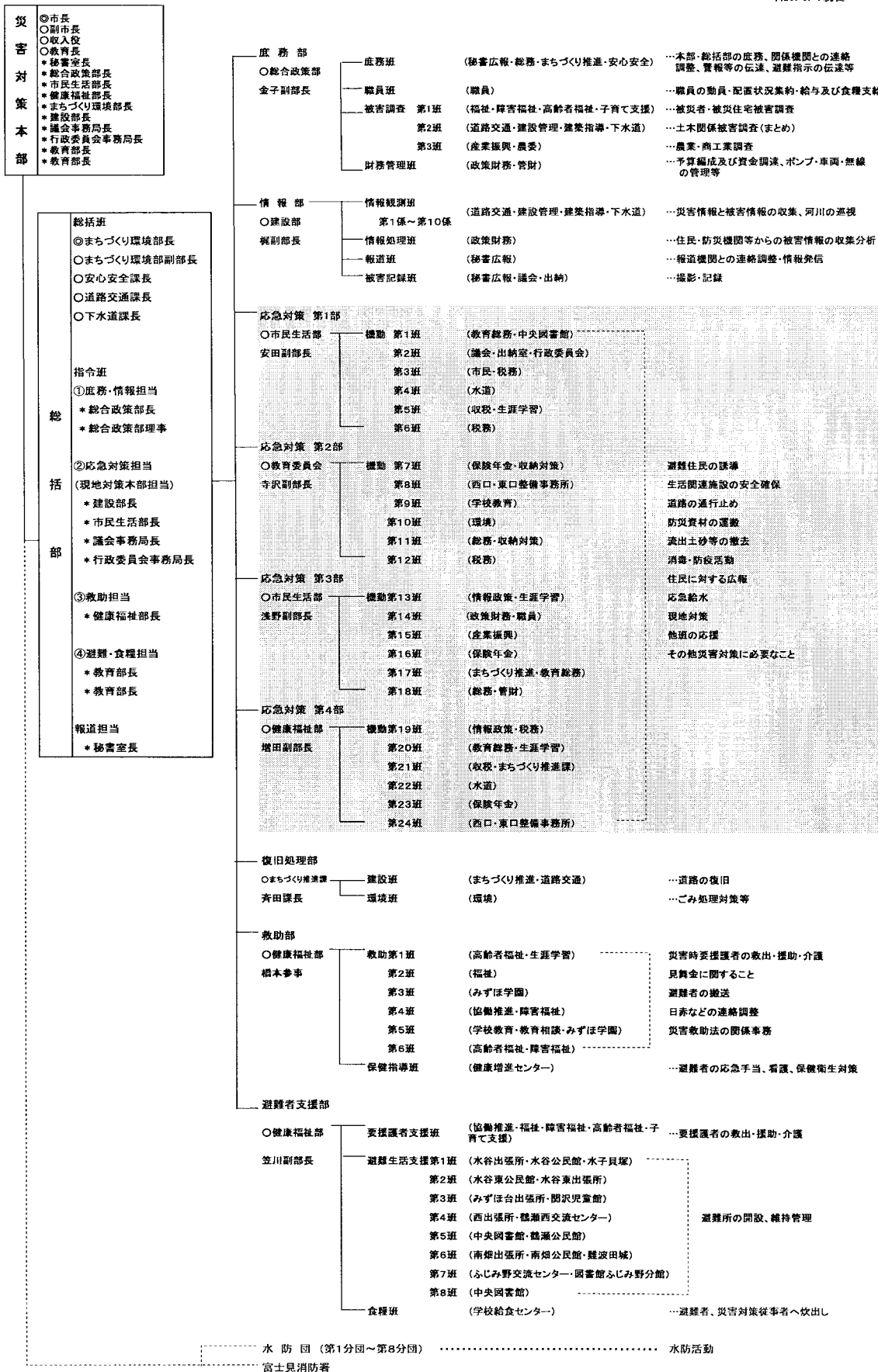
富士見市災害対策本部組織図

H19. 6. 1現在



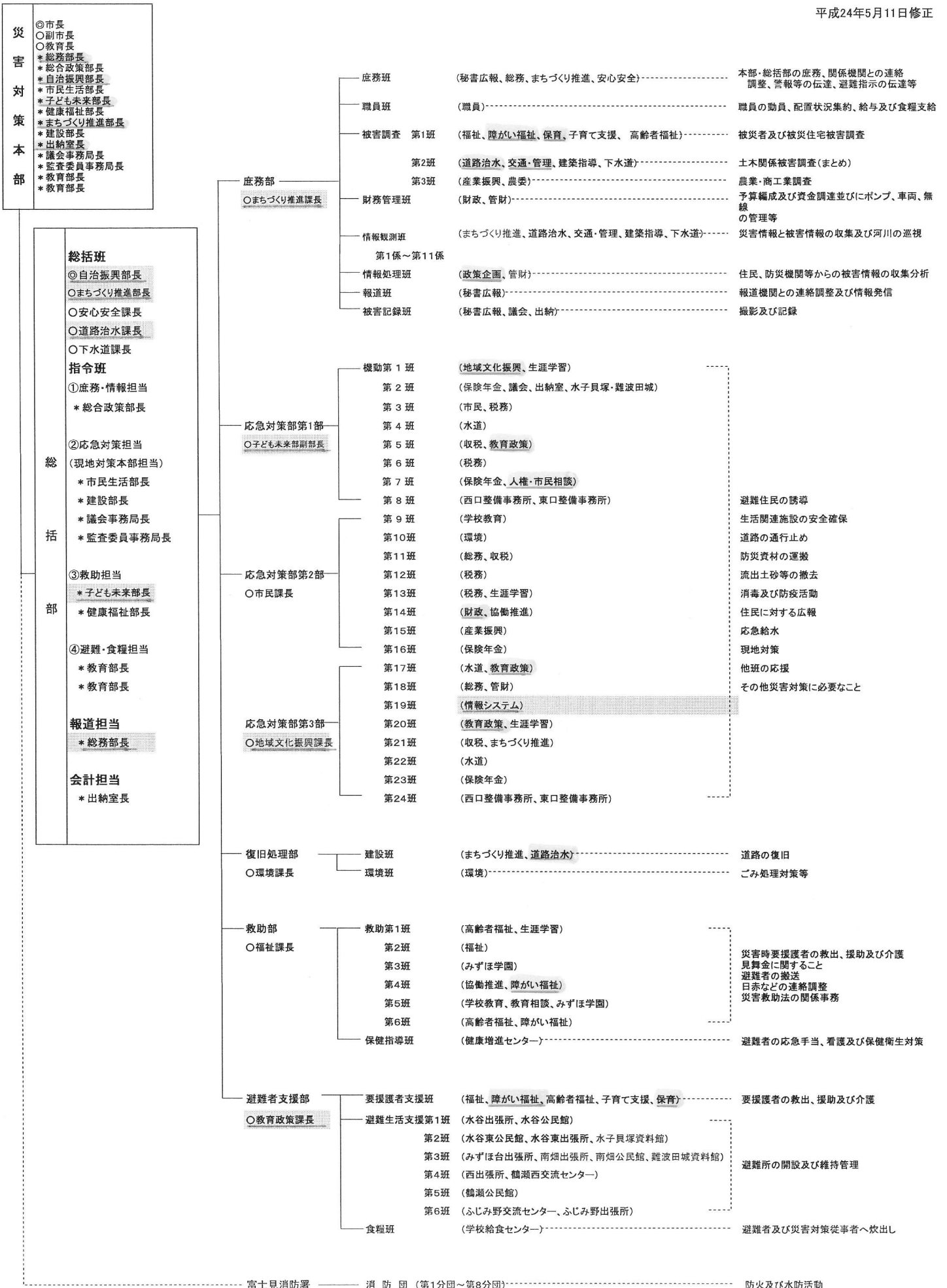
富士見市災害対策本部組織図

H20. 6. 1現在

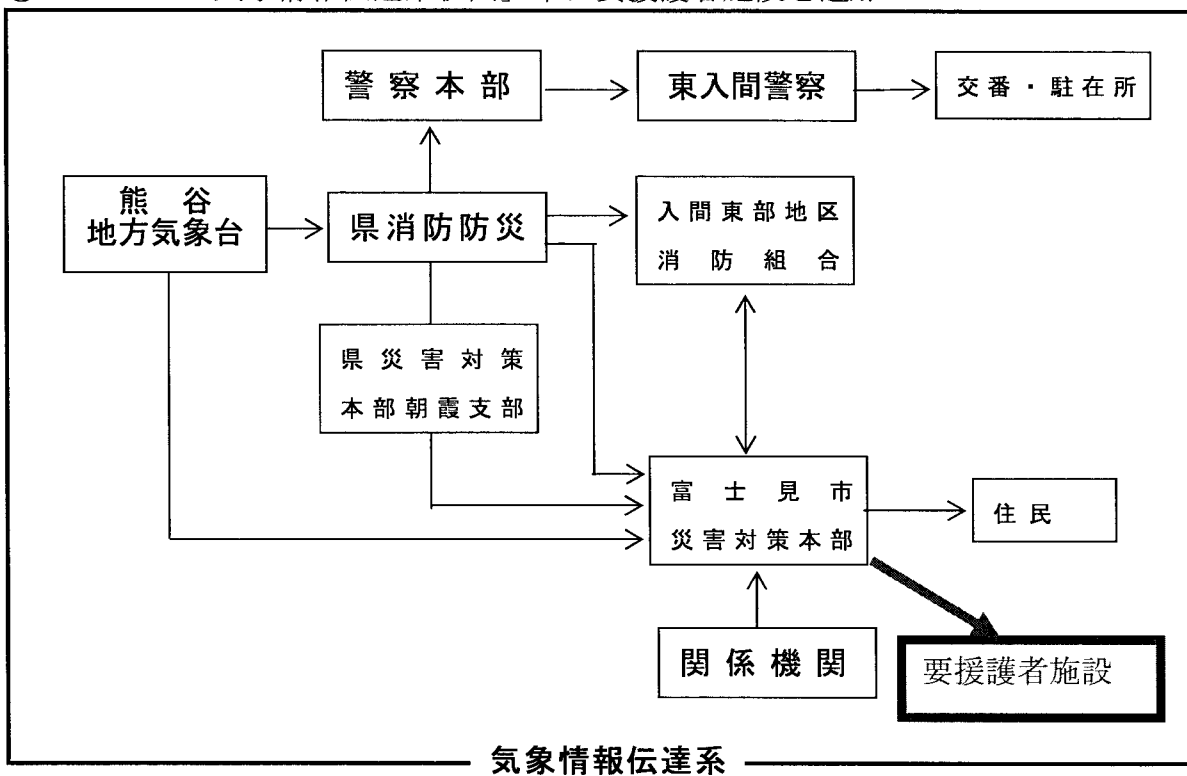


# 富士見市災害対策本部組織図

平成24年5月11日修正

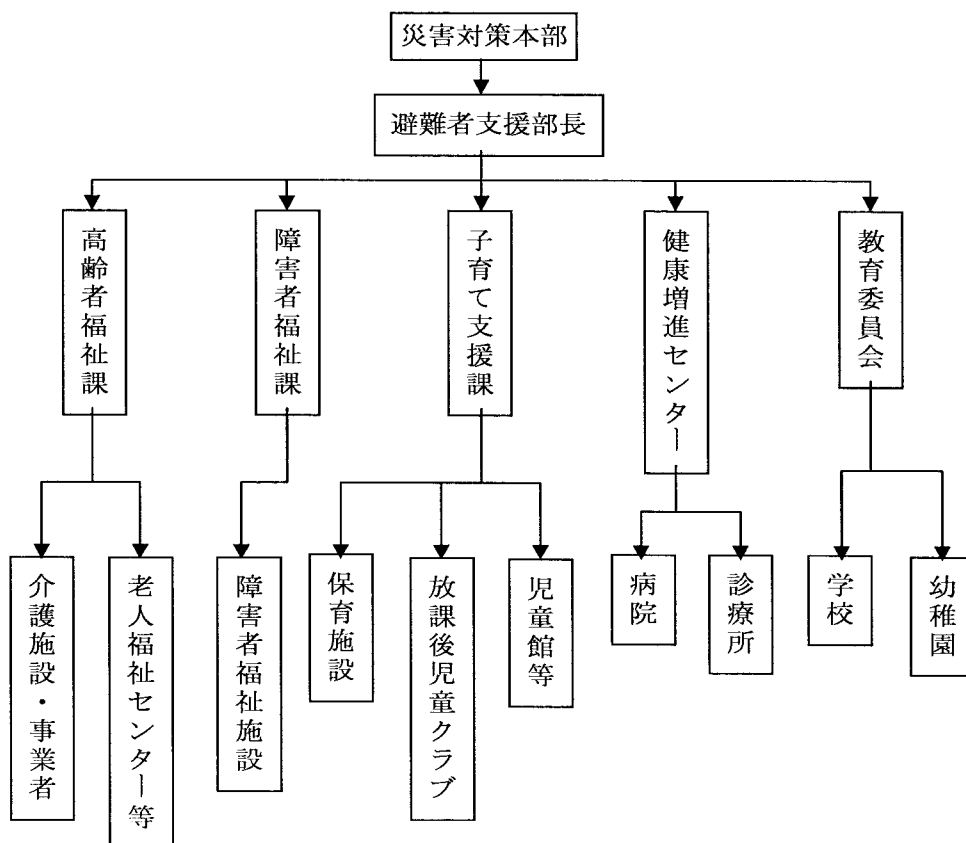


① P3-5 「気象情報伝達系統図」中に要援護者施設を追加



② P3-7 「3 避難のための退去の指示」に以下を追加

(1) 伝達系統図





<各浸水想定区域における対象施設の数>

富士見市洪水ハザードマップ浸水想定区域	…	37
荒川水系荒川及び入間川流域浸水想定区域	…	43
富士見市、新河岸川、柳瀬川浸水想定区域	…	26

## (2) 伝達される情報と各施設・事業者の対応

### ①水害その他の災害

荒川、新河岸川、柳瀬川の各河川において、水位が下表の各レベルに達した場合、市は必要な判断を下し、各施設管理者・事業者に対して情報を伝達する。情報を受けた各施設管理者・事業者はあらかじめ定めておいた手順に従い、必要な措置をとるものとする。

### 洪水の危険のレベルに対応した表現等

洪水の危険のレベル	洪水予報の標題 〔洪水予報の種類〕	水位の名称	市町村・住民に求める行動等
レベル5	はん溢発生情報 〔洪水警報〕	(はん溢発生)	逃げ遅れた住民の救助等 新たにはん溢が及ぶ区域の住民の避難誘導
レベル4	はん溢危険情報 〔洪水警報〕	はん溢危険水位 〔危険水位〕	住民の避難完了
レベル3	はん溢警戒情報 〔洪水警報〕	避難判断水位 〔特別警戒水位〕	市町村は避難勧告等の発令を判断 住民は避難を判断
レベル2	はん溢注意情報 〔洪水注意報〕	はん溢注意水位 〔警戒水位〕	市町村は避難準備情報(要援護者避難情報)発令を判断 住民ははん溢に関する情報に注意 水防団出動
レベル1	(発表なし)	水防団待機水位 〔指定(通報)水位〕	水防団待機

※ 国が管理する河川は「洪水予報河川」として、上記の流れで洪水予報を発表。

※ 埼玉県が管理する河川は「水位情報周知河川」として、上記の流れで水位情報を周知。

### ②地震災害

富士見市地域防災計画第2部第2章に基づくものとする

(3) 情報を伝達すべき施設一覧

整理番号	分類	施設名	所在地	電話番号	ファクス番号	備考	富士見市 洪水	新河津 川	荒川
1	介護	特別養護老人ホーム むさしの	南畑新田16-1	049-255-6102	049-255-6601	居宅介護支援	●		●
2	介護	デイサービスセンターみずほ台	東みずほ台3-21	049-255-8845	049-255-9799	通所介護			
3	介護	ゼロケア東みずほ台ステーション	東みずほ台3-1-23 JCBビル1F	049-275-8341	049-275-8343	訪問介護			
4	介護	有限会社 まごめ治療院	東みずほ台2-27-13	049-255-1582	049-255-1569	居宅介護支援			
5	介護	サーバント ひだまり	鶴馬985-6	049-256-2008	049-262-7466	訪問介護	●		●
6	介護	株式会社レオパレス21 あずみ苑みずほ	鶴馬3-8-2	049-268-0265	049-268-0266	通所介護・居宅介護支援	●	●	●
7	介護	ケアセンター富士見	鶴馬3360-1	049-251-1030	049-251-1279	特別養護老人ホーム、デイサービス、ケアハウス	●	●	●
8	介護	ヘルパーステーションマザー	鶴馬3236-33	049-268-5800	049-268-5802	訪問介護	●	●	●
9	介護	社会福祉法人 富士見市社会福祉協議会	鶴馬1932-7	049-254-0747	049-255-4374	訪問介護	●	●	●
10	介護	デイサービスセンター諏訪	鶴馬1932-1	049-255-8844	049-255-7799	通所介護	●	●	●
11	介護	ニチイケアセンター鶴瀬	鶴馬1-26-7	049-268-0181	049-268-0171	訪問介護・居宅介護支援			
12	介護	ニチイケアセンター富士見	鶴瀬東1-9-31つるせ薬局ビル201	049-268-5260	049-268-5262	居宅介護支援・訪問介護			
13	介護	つるせケアセンターそよ風	鶴瀬西2-8-2	049-268-7116	049-268-7115	通所介護			
14	介護	株式会社 コムスン 富士見中央ケアセンター	鶴瀬西2-12-38	049-255-8011	049-255-8012	訪問介護			
15	介護	有限会社 アイ・アイ・サポートみずほ台	西みずほ台3-4みずほ台団地4-3-103	049-255-7896	049-255-7896	居宅介護支援			
16	介護	福祉NPO グループみずほ	西みずほ台3-2-1 1 姫ビル202	049-268-5333	049-268-5366	訪問介護・居宅介護支援			
17	介護	ニチイケアセンターみずほ台	西みずほ台2-13-7 パークメゾン館1階	049-268-6310	049-252-1450	訪問介護・居宅介護支援			
18	介護	一心堂デイサービスセンター	西みずほ台1-21-27	049-251-3939	049-253-3981	通所介護			
19	介護	トワームみずほ台	水子5055-1	049-275-0707	049-275-0117	特定施設入居者生活介護(有料老人ホーム)			
20	介護	デイサービス スターランド	水子5053-2	049-268-5832	049-268-5833	通所介護			
21	介護	志木シルバーハイツ 第一・第二	針ヶ谷1-16-9	049-252-2515	049-255-5834	特定施設入居者生活介護(有料老人ホーム)			●
22	介護	介護老人保健施設 葵の園・富士見	勝瀬937-3	049-256-6500	049-256-6688	介護老人保健施設			●
23	介護	特別養護老人ホーム はるな苑	勝瀬512-1	049-268-5612	049-268-5613	介護老人福祉施設	●	●	●
24	介護	株式会社 ケア・24	勝瀬3449-1 和ヶ谷ビルふじみ野2F	049-267-0124	049-267-0164	訪問介護・居宅介護支援			
25	介護	有限会社あざみ野在宅介護サービス	勝瀬1465 ドレイクふじみ野303号	049-261-6971	049-261-6972	訪問介護・居宅介護支援			
26	介護	有限会社 ホームケアかすみ	勝瀬1291-101	049-266-8616	049-256-4847	訪問介護			
27	介護	有限会社 ホームケア かすみ	勝瀬1107-1-207	049-256-3135	049-256-3136	居宅介護支援			●
28	介護	シルバーハート富士見介護支援センター	関沢2-15-28	049-254-5665	049-254-5665	居宅介護支援			
29	介護	デイサービスセンター南畑	下南畑980	049-255-8840	049-255-9797	通所介護	●		●
30	介護	イリーゼシルバーホームふじみの	羽沢3-14-15	049-252-6141	049-252-6142	特定施設入居者生活介護(有料老人ホーム)			
31	介護	介護老人保健施設 富士見の里	みどり野南3-1	049-275-8055	049-275-8066	介護老人保健施設、通所介護、居宅介護支援			
32	介護	居宅介護支援センター えぶりわん	上沢3-14-8	049-253-5338	049-252-1068	居宅介護支援			
33	学校	みずほ台小学校	東みずほ台3-21	049-253-2981	049-255-1843				
34	学校	諏訪小学校	鶴馬1932-1	049-253-1450	049-255-2703		●	●	●
35	学校	西中学校	西みずほ台3-14-6	049-252-4145	049-255-0233				
36	学校	水谷小学校	水谷1-13-3	049-251-1130	049-254-7960				
37	学校	本郷中学校	水子539	049-252-2889	049-255-9791		●	●	●
38	学校	水谷東小学校	水子3614	049-252-3850	049-255-2309		●	●	●
39	学校	水谷中学校	水子3117	049-254-5335	049-255-1201		●	●	●
40	学校	富士見台中学校	諏訪2-8-1	049-251-4666	049-255-9693				
41	学校	針ヶ谷小学校	針ヶ谷2-38-1	049-254-4482	049-255-0602				
42	学校	勝瀬小学校	勝瀬674	049-262-1065	049-261-8396		●		●
43	学校	勝瀬中学校	勝瀬400-1	049-266-2503	049-261-9698		●	●	●
44	学校	ふじみ野小学校	勝瀬1227	049-267-2312	049-267-2311				
45	学校	関沢小学校	関沢3-24-1	049-252-2886	049-255-0898				
46	学校	鶴瀬小学校	羽沢2-1-1	049-251-0149	049-255-9958				
47	学校	東中学校	上南畑980	049-253-1555	049-254-8085		●		●
48	学校	富士見養護学校	上南畑1317	049-253-2891	049-255-9420		●		●
49	学校	南畑小学校	上南畑1280	049-251-1139	049-254-8577		●		●
50	学校	つるせ台小学校	上沢3-2-1	049-251-2112	049-255-9774				

51	市施設	富士見市立健康増進センター	鶴馬3351-2	049-252-3771	049-255-3321	高齢者福祉・子育て課、東田課(仮)課、健康増進課			
52	市施設	高齢者いきいきふれあいセンター	鶴瀬西2-8-2-101・102	049-252-0830	049-252-0830	高齢者の集う場			
53	市施設	老人福祉センター	東大久保3655	049-252-4810	049-253-6012	一般利用者受け入れ	●	●	●
54	児童保育	みずほ台放課後児童クラブ	東みずほ台3-21	049-251-0705	049-251-0705				
55	児童保育	諏訪放課後児童クラブ	鶴馬1932-1	049-251-6825	049-251-6825		●	●	●
56	児童保育	水谷放課後児童クラブ	水谷1-13-3	049-254-3734	049-254-3734				
57	児童保育	水谷東放課後児童クラブ	水子3614	049-253-6047	049-253-6047				
58	児童保育	針ヶ谷放課後児童クラブ	針ヶ谷2-38-3	049-255-5517	049-255-5517				
59	児童保育	勝瀬放課後児童クラブ	勝瀬674	049-251-2972	049-251-2972		●		●
60	児童保育	ふじみ野放課後児童クラブ	勝瀬1227	049-267-2362	049-267-2362				
61	児童保育	関沢放課後児童クラブ	関沢3-24-1	049-254-5540	049-254-5540				
62	児童保育	鶴瀬放課後児童クラブ	羽沢2-1-1	049-251-3292	049-251-3292				
63	児童保育	南畑放課後児童クラブ	上南畑1280	049-255-2406	049-255-2406		●		●
64	児童保育	つるせ台放課後児童クラブ	上沢3-2-1	049-254-3397	049-254-3397				
65	障害福祉	サポートハウスみんなのて	鶴瀬西3-12-26-7	049-255-768	049-268-5866	障害者自立支援施設(福祉生活支援事業)中・障害児施設			
66	障害福祉	みずほ学園	みどり野南2-1	049-252-3237	049-252-3348	障害児デイサービス事業	●	●	●
67	障害福祉	ゆいの里	みどり野南1-1	049-268-6686	049-268-6681	障害者自立支援施設(生活介護、生活訓練、認知機能訓練施設)	●	●	●
68	障害福祉	ふじの木作業所	東大久保3655	049-254-0683	049-254-0683	知的障害者通所授産施設	●	●	●
69	障害福祉	むさしの作業所	上南畑3262-1	049-252-5270	049-252-5379	知的障害者通所授産施設	●	●	●
70	診療所	みずほ台産婦人科	東みずほ台3-6-6	049-253-5566		産・婦 6床			
71	診療所	根本外科	鶴馬3477-1	049-251-0011		内・外・整・小・リハ・心外・内 18床			
72	診療所	篠田中央クリニック	鶴瀬東1-7-8	049-251-0200		内・小・外・整・麻 18床			
73	診療所	くろだ女性クリニック	勝瀬1267-1 プランタン21 2F	049-256-1500		産・婦・小・外・整・小・リハ・心外・内 25床			
74	診療所	にしじまクリニック	勝瀬1034-1	049-262-0600		産婦 18床			●
75	診療所	栗原医院	羽沢1-33-28	049-255-3700		内・外・整・脳・リハ 19床			
76	病院	みずほ台病院	西みずほ台2-9-5	049-252-5121		内・外・脳・歯 43床			
77	病院	さくら記念病院	水谷東1-28-1	049-253-3811		外・整・内・泌 91床	●	●	●
78	病院	恵愛病院	針ヶ谷526-1	049-252-2121		産・婦・小・麻 61床	●	●	●
79	病院	井上病院	針ヶ谷1-11-6	049-253-1118		内・リハ・放・小 100床			●
80	病院	三浦病院	下南畑3166-1	049-254-7111		産・外・内・消・呼・皮 101床	●	●	●
81	病院	鶴瀬病院	羽沢2-11-14	049-251-3060		外・整・内・耳・胃・皮・泌 221床			
82	保育	キッズルームTinkerBell2	東みずほ台3-1-1	049-254-1689	049-254-1689				
83	保育	子どもの森鶴瀬ルーム	鶴馬2605-1	049-251-7883					
84	保育	こぼと保育園	鶴馬2-19-43	049-251-8966	049-252-0262				
85	保育	第一保育所	鶴馬1-7-39	049-251-6553	049-251-6710		●		
86	保育	第六保育所	鶴瀬西2-8-1	049-251-4741	049-251-4740				
87	保育	マーガレット保育室	鶴瀬西2-5-45-205	049-254-6391	049-254-6391				
88	保育	第四保育所	西みずほ台1-7	049-251-9785	049-251-9765				
89	保育	キッズルームTinkerBell	西みずほ台1-21-20-107	049-255-5289	049-255-5289				
90	保育	第二保育所	水谷東2-12-23	048-472-9174	048-472-9209		●	●	●
91	保育	西みずほ台保育園	水子6573-8	049-268-5558	049-268-5533				
92	保育	けやき保育園	水子4888	049-254-0022	049-254-0025				
93	保育	第五保育所	諏訪1-3-1	049-251-9784	049-251-9764		●		●
94	保育	恵愛病院内保育室	針ヶ谷526-1	049-252-2121			●	●	●
95	保育	勝瀬こぼと保育園	勝瀬632-1	049-263-8800	049-263-8841		●	●	●
96	保育	子どものそのBaby	勝瀬3531	049-261-7077	049-261-7077				
97	保育	ABC保育園	勝瀬3432 アイムプラザ3F	049-278-5333					
98	保育	ふじみ野保育園	勝瀬1166	049-256-8862	049-261-5381				
99	保育	第三保育所	山室2-26-20	049-252-4811	049-252-4115				●
100	保育	こども倶楽部	下南畑2364-1	080-6673-7296			●	●	●
101	保育	鶴瀬病院内ブーさん保育室	羽沢2-12-8	049-252-3006					
102	幼稚園	銀の鈴幼稚園	鶴馬3561	049-251-7546					
103	幼稚園	富士見台幼稚園	鶴馬3513	049-251-6850					
104	幼稚園	谷津幼稚園	鶴瀬東2-13-17	049-251-3468					
105	幼稚園	富士見みずほ幼稚園	水谷東2-45-7	048-474-1233			●	●	●
106	幼稚園	ほんごう幼稚園	水子793-2	049-253-4467			●	●	●
107	幼稚園	みずたに幼稚園	水子5117-3	049-251-4979					
108	幼稚園	すわ幼稚園	諏訪2-15-19	049-251-3856					●
109	幼稚園	きたはら幼稚園	山室2-5-17	049-252-3407					
110	幼稚園	南畑幼稚園	下南畑3474-1	049-251-0410					

**富士見市地域防災計画の一部修正**  
**(平成21年11月)**

富士見市地域防災計画新旧対照表

新		旧	
1-13	<p><b>3 災害情報ネットワークの構築</b></p> <p>市は埼玉県防災情報ネットワークにより、地震及び気象に関する情報を直ちに入手し、また発信できる設備を整備している。また市内56箇所の放送塔から情報を伝達することができる防災行政無線設備等情報伝達に必要な設備を既に整備している。これらの設備が災害発生時に支障の生じないよう情報通信機器の点検整備に努めるとともに、情報伝達訓練を定期的実施する。</p> <p>今後は、<u>防災行政無線の多面的利用を促進するために、防災行政無線のデジタル化を図るとともに、インターネット等新しい情報ネットワークにより広範で正確な情報の伝達収集システムの整備を図り、入間東部地区消防組合等の各防災関係機関が収集・分析した災害情報を集約化・共有化できるよう連携して情報システムの構築を推進する。</u></p>	1-13	<p><b>3 災害情報ネットワークの活用</b></p> <p>市は埼玉県防災情報ネットワークにより、地震及び気象に関する情報を直ちに入手し、また発信できる設備を整備している。また市内56箇所の放送塔から情報を伝達することができる防災行政無線設備等情報伝達に必要な設備を既に整備している。これらの設備が災害発生時に支障の生じないよう情報通信機器の点検整備に努めるとともに、情報伝達訓練を定期的実施する。</p> <p>今後は、インターネット等新しい情報ネットワークにより広範で正確な情報の伝達収集システムの整備を図り、入間東部地区消防組合等の各防災関係機関が収集・分析した災害情報を集約化・共有化できるよう連携して情報システムの構築を推進する。</p>

そのため、市は防災の課題について地域ごとに市民・ボランティアと企業・事業者が話し合える場をつくるなど、日常的に協力関係の確立に努める。

## 2 自主防災組織の育成

大規模災害になれば、その初期段階では行政・防災関係機関の災害対応が困難となり、被災現場の市民が「自らの命は自らが守る」という自覚を持ち、近隣住民と協力して被害の軽減に努めなければならない。

市は平素から市民及び企業・事業者に防災知識の普及、防災訓練・研修など防災啓発に努め、市民の自主防災組織及び企業内の防災組織の育成・活性化を図る。

## 3 災害情報ネットワークの構築

市は埼玉県防災情報ネットワークにより、地震及び気象に関する情報を直ちに入手し、また発信できる設備を整備している。また市内56箇所の放送塔から情報を伝達することができる防災行政無線設備等情報伝達に必要な設備を既に整備している。これらの設備が災害発生時に支障の生じないよう情報通信機器の点検整備に努めるとともに、情報伝達訓練を定期的実施する。

今後は、防災行政無線の多面的利用を促進するために、防災行政無線のデジタル化を図るとともに、インターネット等新しい情報ネットワークにより広範で正確な情報の伝達収集システムの整備を図り、入間東部地区消防組合等の各防災関係機関が収集・分析した災害情報を集約化・共有化できるよう連携して情報システムの構築を推進する。

## 4 広域応援体制の確立

市は近隣市町をはじめ県内外の自治体、関係機関・団体と相互応援協定等を締結し、災害時の対応力を強化する体制を整備している。これらの協定に基づく情報伝達、救援や物資の調達などの活動や自衛隊の災害派遣、災害ボランティアの受入れなど災害対策に必要な活動を円滑に行えるよう緊密な連絡体制を確立する。

### 応援協定一覧

- 【資料5-1 災害時における相互援助に関する協定(2市2町)(資料編p4-141)】
- 【資料5-2 災害時における避難場所相互利用に関する協定(資料編p4-142)】
- 【資料5-3 災害時相互協力に関する協定書(資料編p4-144)】
- 【資料5-4 全国藤の都市災害相互応援協定書(資料編p4-145)】
- 【資料5-5 災害時におけるガソリン等燃料に関する協定書(資料編p4-147)】
- 【資料5-6 災害時におけるLPガス応急生活物資等に関する協定書(資料編p4-149)】
- 【資料5-7 入間東部地区消防組合・所沢市消防相互応援協定(資料編p4-151)】
- 【資料5-8 川越地区消防組合・入間東部地区消防組合相互応援協定(資料編p4-153)】
- 【資料5-9 入間東部地区消防組合・朝霞地区一部事務組合消防相互応援協定(資料編p4-156)】
- 【資料5-10 入間東部地区消防組合・さいたま市消防本部消防相互応援協定(資料編p4-158)】

### (1) 被災自治体への支援活動

被災自治体に対して、市は災害対策基本法に基づき市民とともに積極的に救援活動を行うものとする。被災地の正確な状況を把握し、必要に応じて迅速に救援体制を整備し、

**富士見市地域防災計画の一部修正**  
**(平成22年5月)**

富士見市地域防災計画新旧対照表

改正案	現行
<p>第5節 消防機関</p> <p>本市は、消防に関する事務を<u>ふじみ野市及び三芳町と共同処理</u>をするため、昭和45年11月に入間東部地区消防組合を設置し、同年12月に構成市町に消防団を設置している。</p> <p>市は、消防設備、機材、人員等の<u>充実を図り消防力向上に努める</u>。</p> <p><u>消防団は、地域における消防防災の中核として重要な役割を果たすため、消防団員の育成を図るとともに、計画的に消防団の拠点施設となる車庫、詰所等の整備及び車両の更新等により消防団の機能の増強を図る。</u></p> <p>【資料1-4-9 入間東部地区消防組合(資料編 p4-14)】</p> <p>【資料1-4-10 消防団編成 (資料編 p4-15)】</p>	<p>第5節 消防・<u>水防機関</u></p> <p>1 消防機関</p> <p>本市は、消防に関する事務を<u>上福岡市、大井町及び三芳町と共同処理</u>をするため、昭和45年11月に入間東部地区消防組合を設置し、同年12月に構成市町に消防団を設置している。</p> <p>市は、消防設備、機材、人員等の<u>充実により消防力向上に努め、また、地域における消防防災の中核として重要な役割を果たす消防団の活性化を推進し、その育成を図るものとする。</u></p> <p>【資料1-4-9 入間東部地区消防組合(資料編 p4-14)】</p> <p>【資料1-4-10 消防団編成 (資料編 p4-15)】</p>



【資料 1－4－11 富士見市に配置されている消防組織(資料編

p4-15)】

(削除)

【資料 1－4－11 富士見市に配置されている消防組織(資料編

p4-15)】

## 2 水防団

水防法第2条に基づき、市は荒川と新河岸川の水防管理団体と

なっている。市は富士見市水防団条例により、富士見市消防団員を

水防団員に併任して富士見市水防団を設置している。

市は、水防活動を迅速かつ的確に行うため水防団及び消防機関と

連携して水防の効果を発揮するために必要な事務を行う。

## 第5節 消防機関

本市は、消防に関する事務をふじみ野市及び三芳町と共同処理するため、昭和45年11月に入間東部地区消防組合を設置し、同年12月に構成市町に消防団を設置している。

市は、消防設備、機材、人員等の充実を図り、消防力向上に努める。

消防団は、地域における消防防災の中核として重要な役割を果たすため、消防団員の育成を図るとともに、計画的に消防団の拠点施設となる車庫、詰所等の整備及び車両の更新等により消防団の機能の増強を図る。

【資料1-4-9 入間東部地区消防組合(資料編p4-14)】

【資料1-4-10 消防団編成(資料編p4-15)】

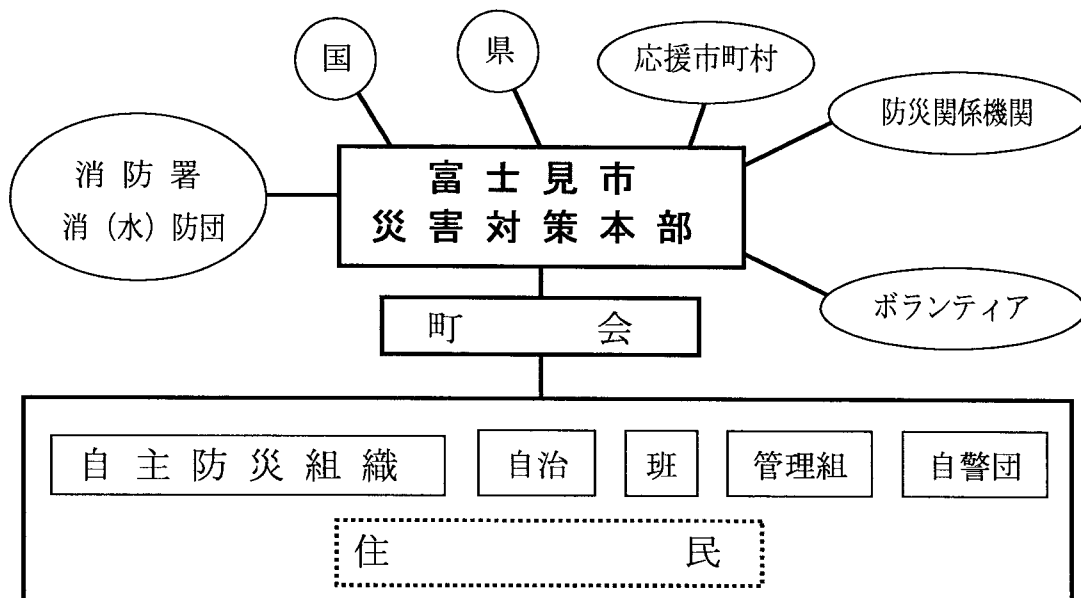
【資料1-4-11 富士見市に配置されている消防組織(資料編p4-15)】

## 第6節 市民・企業・事業者による組織

市及び防災関係機関の災害対策を円滑に行うためには、地域の状況を最も熟知している町会、自治会、自主防災組織等の住民組織及び地元企業・事業所と平常時から連携体制を整備しておく必要がある。

住民組織、事業所の協力を得ながら防災週間や防災関連行事を通じて地域住民の防災意識の啓発、防災知識の普及を図り、自主防災組織の育成を図る。

- 1 災害対策時の市と防災関係機関、住民、事業所等の関係は次のとおりとする。



協議事項 1

## 富士見市地域防災計画の一部修正

富士見市地域防災計画新旧対照表

修正案	現行
<p>第3節</p> <p>1 災害対策本部</p> <p>(2) 本部の設置場所</p> <p>本部は市役所本庁舎2階会議室に置き、正面玄関に「富士見市災害対策本部」の標識を掲げ、<u>非常用電源の確保を行う</u>ものとする。また、本庁舎が損壊した場合は、次の代替場所に設置するものとする。</p>	<p>第3節</p> <p>1 災害対策本部</p> <p>(2) 本部の設置場所</p> <p>本部は市役所本庁舎2階会議室に置き、正面玄関に「富士見市災害対策本部」の標識を掲げるものとする。また、本庁舎が損壊した場合は、次の代替場所に設置するものとする。</p>

修正案	現行
<p><b>第10節 公共施設等の応急対策</b></p> <p><b>1 公共建築物の応急対策 【各施設の管理者、庶務部】</b></p> <p>(1) 公共施設の応急対策</p> <p>① 各施設の管理者は、施設利用者の安全を図るため、消防計画等に基づき迅速に対応を行う。</p> <p>② 来庁者の安全を確保するため、避難の際、来庁者を階段等避難設備を利用して安全な場所に誘導する。また、庁舎及び施設内残留者の把握に努める。</p> <p>③ 通信・放送設備の点検を行う。</p> <p>④ 機械設備、電気設備の点検を行う。</p> <p>ア 冷暖房</p> <p>イ その他必要な電気、機械の運転</p> <p>⑤ <u>非常用電源の確保を行う。</u></p> <p>⑥ ガス器具や火気使用場所の点検・確認を行い、元栓を止めて出火防止措置を講ずる。</p> <p>⑦ その他管理上、注意を要する施設・設備に関しては、その固有の特性・機能について必要な点検措置をあらかじめ定める。</p>	<p><b>第10節 公共施設等の応急対策</b></p> <p><b>1 公共建築物の応急対策 【各施設の管理者、庶務部】</b></p> <p>(1) 公共施設の応急対策</p> <p>① 各施設の管理者は、施設利用者の安全を図るため、消防計画等に基づき迅速に対応を行う。</p> <p>② 来庁者の安全を確保するため、避難の際、来庁者を階段等避難設備を利用して安全な場所に誘導する。また、庁舎及び施設内残留者の把握に努める。</p> <p>③ 通信・放送設備の点検を行う。</p> <p>④ 機械設備、電気設備の点検を行う。</p> <p>ア 冷暖房</p> <p>イ その他必要な電気、機械の運転</p> <p>⑤ ガス器具や火気使用場所の点検・確認を行い、元栓を止めて出火防止措置を講ずる。</p> <p>⑥ その他管理上、注意を要する施設・設備に関しては、その固有の特性・機能について必要な点検措置をあらかじめ定める。</p>

## 修正後全文

### 第3節 災害対策本部組織

#### 1 災害対策本部

##### (1) 本部の設置及び閉鎖

本部は市長がその必要を認めたときに設置し、災害及び危機の状況が拡大するおそれがなくなり、かつ応急対策及び応急復旧がおおむね完了したと認めたときに閉鎖するものとする。

ただし、大規模災害時及び震度5弱以上の地震が発生した場合は、その時点から自動的に設置する。

##### (2) 本部の設置場所

本部は市役所本庁舎2階会議室に置き、正面玄関に「富士見市災害対策本部」の標識を掲げ、非常用電源の確保を行うものとする。また、本庁舎が損壊した場合は、次の代替場所に設置するものとする。

### 第10節 公共施設等の応急対策

#### 1 公共建築物の応急対策 【各施設の管理者、庶務部】

##### (1) 公共施設の応急対策

- ① 各施設の管理者は、施設利用者の安全を図るため、消防計画等に基づき迅速に対応を行う。
- ② 来庁者の安全を確保するため、避難の際、来庁者を階段等避難設備を利用して安全な場所に誘導する。また、庁舎及び施設内残留者の把握に努める。
- ③ 通信・放送設備の点検を行う。
- ④ 機械設備、電気設備の点検を行う。
  - ア 冷暖房
  - イ その他必要な電気、機械の運転
- ⑤ 非常用電源の確保を行う。
- ⑥ ガス器具や火気使用場所の点検・確認を行い、元栓を止めて出火防止措置を講ずる。
- ⑦ その他管理上、注意を要する施設・設備に関しては、その固有の特性・機能について必要な点検措置をあらかじめ定める。

# 別紙

## 緊急防災・減災事業債〔概要〕

### 1. 制度創設の目的

東日本大震災を教訓として、全国的に緊急に実施する必要性が高く、即効性のある防災、減災等のための事業を対象とする地方債。〔補助・直轄と単独の区分〕

\*平成23年度国1号補正(学校)と国3号補正(防災)で追加

### 2. 緊急防災・減災事業

①災害に強いまちづくりに資する事業を対象。

②地方自治体が策定する緊急防災・減災事業計画に基づき実施する事業。

〔対象事業〕非常用電源、公共施設耐震化、防災拠点施設 等

③事業計画期間は、平成23年度から25年度の3カ年に実施する事業。

### 3. 財政措置

充 当 率：100% (機構資金・償還期間10年)

交付税算入：70% (単独)

### 4. 当市の事業計画【H24.1.6 計画書を県へ提出済】

①平成23年度：制度創設後に予算化されたものが対象のため、対象なし。

②平成24年度：市役所庁舎非常用発電設備更新工事  
健康増進センター耐震補強工事  
鶴瀬公民館耐震補強工事

③平成25年度：健康増進センター非常用発電設備更新工事  
南畑公民館耐震補強工事  
水谷東公民館耐震補強工事

### 5. 24年度予算計上額 188,600千円

①市役所庁舎非常用発電設備更新

(事業費86,898千円×安全率93%)×100%=80,800千円

②増進センター耐震補強工事

(事業費83,055千円×安全率93%)×100%=77,200千円

③鶴瀬公民館耐震補強工事

(事業費33,000千円×安全率93%)×100%=30,600千円

### 6. 地域防災計画との関係

緊急防災・減災事業計画に盛り込む対象事業は、地域防災計画との整合性が求められる。

平成24年度  
富士見市地域防災計画修正の  
基本的な考え方



# 《 地域防災計画修正の大きな概要 》

## ○ 震源地被害想定変更（綾瀬川断層 → 東京湾北部）

- ・平成19年度に行った「埼玉県被害想定調査」の結果により、震源地被害想定変更

## ○ 東日本大震災に伴う追加と修正

- ・ 大規模停電
- ・ 駅帰宅困難者
- ・ 避難所関係
- ・ 市業務（システムサーバ）
- ・ 情報収集手段の確保
- ・ 学校及び保育所等による児童の引渡し
- ・ ガソリン等生活必需品不足への対応

## ○ 全庁的な推進体制の整備

- ・ 初動体制
- ・ 危機管理及び業務継続計画
- ・ 災害対策本部体制

## ○ 自主防災組織、地域との連携強化

- ・ 自主防災組織の組織率の向上、育成及び防災体制の確立
- ・ 市民の防災意識の高揚と、地域における防災リーダーの育成
- ・ 自主防災組織と地域、学校との連携

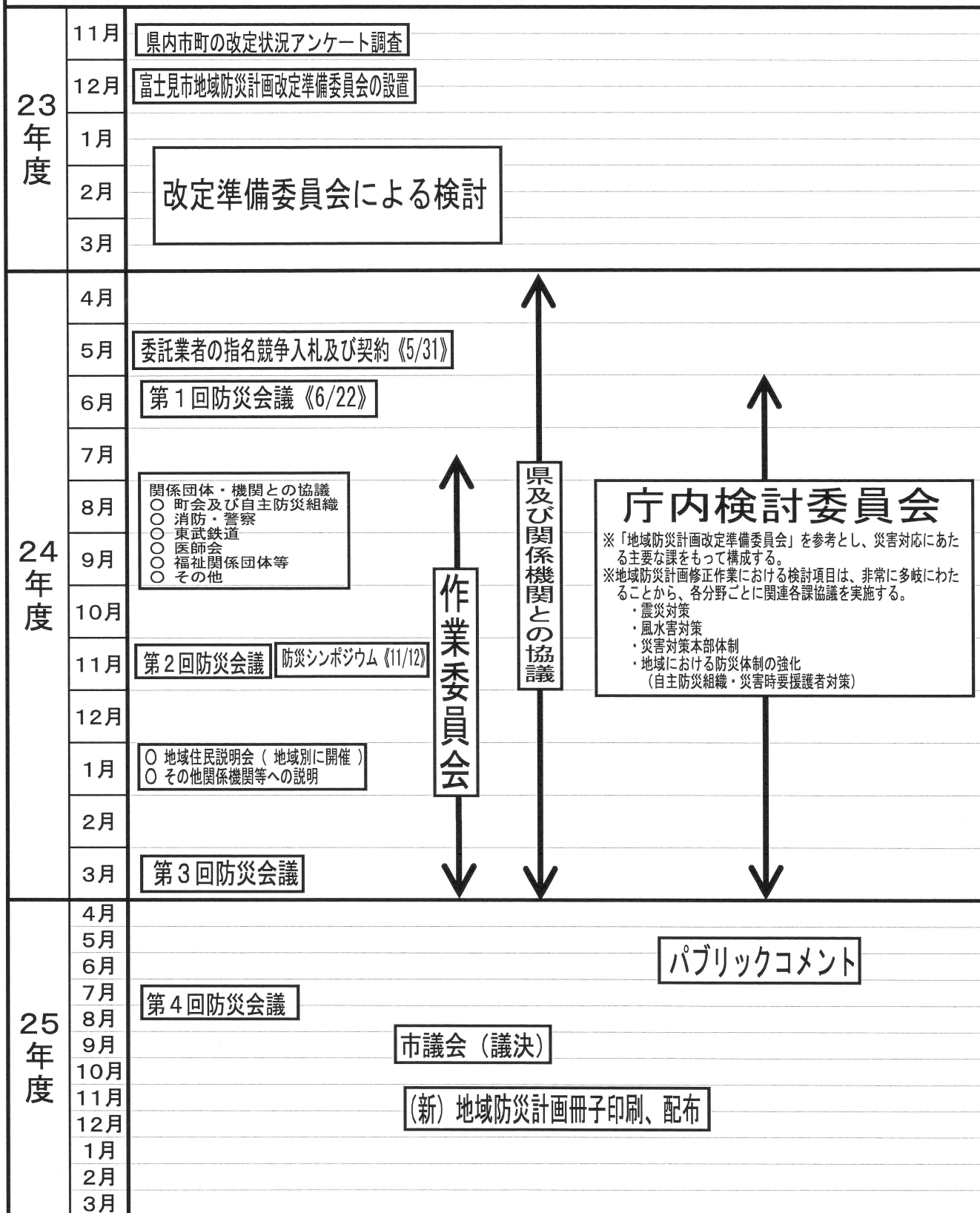
## ○ 災害時要援護者支援体制の確立

- ・ 地域における「共助」の促進
- ・ 福祉担当部局との連携

## ○ 現行の地域防災計画掲載項目の修正

- ・ 備蓄品、災害用資機材等

# 地域防災計画修正スケジュール



# 富士見市地域防災計画改定準備委員会報告内容

## 1 委員会の提案事項

### (1) 帰宅困難者対応

- 防災倉庫の整備と避難所運営、災害時物資輸送の工夫
- 小回り可能な自転車・バイク等の活用や市内災害時の交通ルートなどの物資輸送の検討
- 東武鉄道、商工会、商店会との受け入れスペースなどの、帰宅困難者対策協議
- 防災備品の拡充、医療備品の備蓄と救急（医務）スペース等の確保
- 避難所運営職員の指示・命令系統と、駅周辺の公共施設の受け入れ可能人数、避難所表示の明確化
- 災害時優先電話などの情報収集手段の整備

### (2) 大規模停電対応

- ランタン等の照明備品・非常用発電機の整備と、防災メール等あらゆる通信手段の検討。
- 非常用発電機使用訓練の実施
- 電力会社との電力復旧に向けた協議

### (3) 学校及び保育所の災害対応

- 学校防災マニュアルの見直し、情報伝達体制の整備と地域交流を通じた防災啓発の実施。

### (4) ガソリン等の確保

- ガソリン協定の定期的な確認と、協定締結済ガソリンスタンドを職員に周知することの検討。
- 日常的な公用車のガソリン残量管理と、災害時の公用車運用制限。
- 協定等による生活必需品の確保の検討と、日常最低限の生活物資必要量の把握。

### (5) 市役所機能確保（電力、電話、システムサーバー等）

- 情報収集手段の整備
- マニュアルの作成・周知と防災訓練による職員防災意識の向上
- 地震発生時の屋外避難基準の検討
- 自転車等の活用による災害時交通対策

### (6) 災害対策本部体制、市民（町会長、自主防災組織等）との連携、市民への情報伝達

- 緊急速報メール、災害時優先電話の増設などの情報伝達ツールの整備
- 通常業務との調整と災害対策本部設置場所の電力確保
- 的確な被害状況を迅速に把握するための職員編制の見直し
- 『職員参集訓練』、『災害対策本部設置訓練』、『機器操作訓練』、『図上訓練、想定訓練』の防災訓練の強化による職員の防災意識向上
- 防災訓練、研修などによる自主防災組織の活性化
- 人員（職員）を用いたアナログの情報伝達体制の構築
- 防災行政無線、防災メール等を活用した、市民への情報伝達の工夫